

2024年（令和6年）2月27日

内閣府特命担当大臣（防災担当） 松村祥史 殿
総務大臣 松本剛明 殿
大阪府知事 吉村洋文 殿
大阪府下市町村長 殿

大阪弁護士会
会長 三木秀夫

罹災証明書交付申請において、被災住家の写真の提出を求める等の取扱いの是正を求める
意見書

第1 意見の趣旨

住家の被害に関する罹災証明書交付の申請に当たり、

- 1 市町村は、自己判定方式ではない場合に、被災住家の写真を必要としない取扱いを行うこと、
 - 2 市町村は、被災住家の修理見積書や自治会長等の証明を必要としない取扱いを行うこと、
 - 3 市町村は、上記1及び2の取扱いについて、住民に広報を行うこと、
 - 4 国及び大阪府は、大阪府内の市町村に対し、上記1乃至3の取扱いを実施するよう助言、勧告すること、
- を求める。

第2 意見の理由

1 罹災証明書交付申請に当たっての全国各市町村の取扱いの現状

近年、全国各地で災害が相次いでいるところ、住家の被害に関する罹災証明書交付申請に当たって、①被災住家の写真や修繕の見積書を申請の必要書類とする、②自治会長や第三者（以下、「自治会長等」という。）の証明（以下、被災住家の写真、修繕の見積書、自治会長等の証明書類を総称して「被害状況疎明資料」という。）を求める市町村が多くある。ホームページにおいて、その旨の案内を行っている市町村も多く、大阪府内においても同様の状況である。

2 上記取扱いの問題点

- (1)罹災証明書は、被災者生活再建支援金の支給、災害復興住宅融資の貸付、生活福祉資金の貸付、義援金の配分、住宅の応急修理、応急仮設住宅への入居のほか、高等学校等の授業料の減免やNHK受信料の免除など、被災者が様々な支援を受ける際に、通常、添

付を求められる書類であり、被災者支援の適切かつ円滑な実施を図る上で極めて重要な役割を果たしている。

- (2)罹災証明書の交付事務については、災害対策基本法90条の2において、「市町村長は・・・当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく住家の被害を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書類」（以下、「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。」と定められているが、必要書類などの詳細については、同法の施行令、施行規則を含めて定めがない。令和5年3月内閣府発行「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」（以下、「手引き」という。）においても、罹災証明申請書交付に際して、被災住家の写真や見積書、自治会長等の被害状況疎明資料を添付すべきことは記載されていない。
- (3)むしろ、令和2年7月6日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（被災者生活再建担当）発出「令和2年7月豪雨における住家の被害認定調査業務の効率化・迅速化に係る留意事項について」においては、「被災者が自己判定方式¹による申請を希望した場合には、被災住家の写真の添付が必要となりますが、それ以外の場合には、申請時に写真の添付は必須ではありませんので、念のため申し添えます。被災者に必要以上の負担をかけないようにする観点から、自己判定方式による申請ではないにもかかわらず、罹災証明書の申請にあたり写真の添付や提示を必須とすることがないようご注意ください」とされている。重ねて手引き51頁においても「自己判定方式を実施する場合には、その申請にあたって（中略）写真等の添付書類が必須となりますが、自己判定方式を実施しない場合には、同様の添付書類を必須とする必要はありません。被災者負担の観点からも添付書類を必須としないよう留意してください。」とされているところである。
- (4)以上のとおり、自己判定方式による場合を除き、被害状況疎明資料が必須とされる理由はない。それにもかかわらず、大阪府内の多くの市町村では、ホームページにおいて、自己判定方式によらない場合についても、罹災証明書申請の必要書類として被害状況疎明資料が挙げられている。この記載は、被災者をして、罹災証明書の発行を申請するには被害状況疎明資料が必要と誤信させるものである。
- (5)もちろん、写真撮影は、被災直後の被害状況を保全する方法として有効な手段であるから、参考資料として可能な範囲で、被災住家の写真の提出を求める、ということ自体に問題はなく、その他の疎明資料も同様である。しかしながら、写真の添付が申請にあたって必須であるかのような運用は、改善されなければならない。被災時に撮影機器、印刷機器を破損・喪失する等、早急に写真を用意できないケースは容易に想定され、その他の疎明資料も入手が困難な状況であることは容易に想像できる。そうであるにも拘ら

¹ 被害が軽微で明らかに「一部損壊」に該当する物件について、市町村による現地調査をせず、申請者から提出された被害状況のわかる写真等により、申請者の同意を得て「一部損壊」と判定する方式。

ず、市町村が本来必要ない書類を添付書類として求めることは、迅速な被災者支援を阻害するのみならず、被災者に罹災証明書の交付申請を諦めさせることや適切な認定を受けることを断念させることに繋がりがねず、本来であれば受けられる支援が受けられないという状況を招きかねない。

- 3 罹災証明書の発行手続きについては被災者支援の出発点となる重要なものであり、このままでは上記のような弊害が大阪府内においても生じかねない。一方で、災害発生後の混乱状況下において、慌てて罹災証明書の発行手続きの取り扱いを変更することは現実的でなく、事前準備として平時において、適切な罹災証明書の発行手続きが行われるように是正しておくべきである。

以上の理由から、国、大阪府及び大阪府内市町村に対し、意見の趣旨記載の対応を求めるものである。

以上